

やめよう歩きたばこ!

～喫煙マナーを向上し、きれいなまち作りに努めましょう～

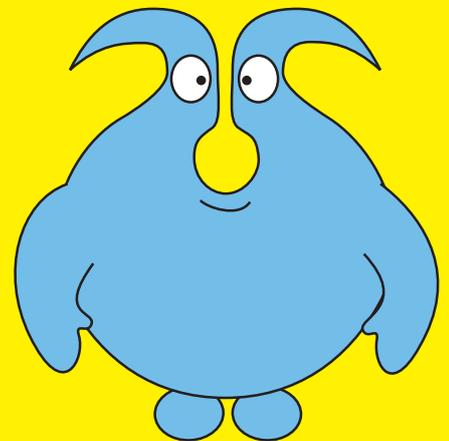
「枚方市路上喫煙の制限に関する条例」

により、枚方市内の全ての道路、公園、広場、河川等の公共の場所で、**歩きたばこは禁止**されています。

喫煙は、周りの人の迷惑にならないよう、**立ち止まって**お願いします。

また、たばこの灰や吸殻は、「**灰皿**」や「**携帯灰皿**」を利用し、道路や公園にポイ捨てしないようにしてください。

枚方市は、ポイ捨てなどの防止条例制定のまちです。みだりにたばこの吸殻をポイ捨てすると、2万円以下の罰金に処せられることがあります。



地元自治会、枚方市

ひらっきー
(まち美化シンボルのキャラクター)